

証券コード：8173  
平成28年6月7日

株主のみなさまへ

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

# 上新電機株式会社

取締役社長 中 嶋 克 彦

## 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの「平成28年熊本地震」により被災されました皆様には謹んでお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興を衷心よりお祈り申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日(月曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月28日(火曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号  
当会社 本社7階会議室

### 3. 目 的 事 項

- 報告事項
1. 第68期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の第68期連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                        |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件                       |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件                       |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件                     |
| 第5号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)更新の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.joshin.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

# 事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いていますが、個人消費においては、株価下落や個人所得の伸び悩み等による消費マインドの悪化、中国経済の下振れ懸念等海外の不安定な情勢等から、先行き不透明な状況で推移しました。

当家電販売業界におきましては、エアコン、洗濯機等の白物家電は堅調に推移しましたが、買い換え特需の反動によりパソコン、テレビは前年を下回る状況で推移しました。商環境におきましては、競合他社による出店やネット販売の拡大により、「店舗・価格・サービス」による企業間競争はますます激しくなっており、厳しい経営環境は続いています。

このような状況の中、当グループでは『どこにも負けない感動接客の実践』を年度スローガンに、接客力の向上を基本として、①営業力強化と差別化の推進 ②安定した財務体質の構築 ③店舗オペレーションの簡素化 ④社会的責任のある企業活動の推進と継続 等の諸施策に取り組んでまいりました。

営業面では、インバウンド需要の積極的な取り込みを狙いとした、当グループ初の免税専門店「スーパーでんでんランド」を大阪日本橋にオープンしました。また、「楽天スーパーポイント」の共通ポイントサービスの開始や、電子マネー「楽天Edy」「WAON」の全店での取扱い開始、「UQ mobile」「楽天モバイル」等格安スマホの即時開通サービスの開始等、幅広いお客様のニーズへの対応や利便性の向上に努めました。加えて、安心のアフターサービスの更なる充実を目指し、ジョーシingleジットカード会員様向けの長期無料修理保証制度を拡充しております。

店舗展開につきましては、伏見店（京都府）を移転増床するなど、計10店舗の出店を行うとともに7店舗を撤収した結果、当期末の店舗数は225店舗となりました。

以上の結果、当期の連結業績は、次のとおりとなりました。

売上高	3,757億82百万円 (前期比 0.9%増)
営業利益	78億38百万円 (前期比17.8%増)
経常利益	78億2百万円 (前期比17.7%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	43億56百万円 (前期比29.4%増)

### 品種別売上高

区 分		売 上 高	構 成 比	対前期増減率
		百万円	%	%
家 電	テ レ ビ	25,275	6.7	△0.5
	ビデオ及び関連商品	14,288	3.8	△2.0
	オーディオ及び関連商品	7,887	2.1	1.3
	冷蔵庫	23,293	6.2	1.3
	洗濯機・クリーナー	31,834	8.5	3.6
	電子レンジ・調理器具	20,179	5.4	6.7
	理美容・健康器具	14,712	3.9	7.1
	照明器具	5,405	1.4	△2.9
	エアコン	32,179	8.5	3.6
	暖房機 その他	4,831 23,915	1.3 6.4	△15.5 △2.7
小 計		203,803	54.2	1.4
情 報 通 信	パソコン	21,081	5.6	△20.7
	パソコン周辺機器	20,150	5.4	△5.6
	パソコンソフト	1,801	0.5	△5.6
	パソコン関連商品	20,188	5.4	3.6
	電子文具	1,890	0.5	1.3
	電話機・ファクシミリ	2,352	0.6	△1.1
	携帯電話 その他	22,632 2,761	6.0 0.7	11.5 △33.2
小 計		92,859	24.7	△5.2
そ の 他	音楽・映像ソフト	4,251	1.1	4.8
	ゲーム・模型・玩具・楽器	42,240	11.3	3.4
	時計	2,426	0.7	22.8
	修理・工事収入	12,494	3.3	8.9
	その他	17,705	4.7	18.3
小 計		79,118	21.1	7.9
合 計		375,782	100.0	0.9

(注) △印は減少を示します。

## (2) 設備投資等の状況

当期に実施いたしました設備投資額は49億円で、その主なものは、店舗の新設、既存店舗の改装等であります。

新設店舗 <10店舗>		
スーパーでんでんランド (大阪府)	四條畷イオンモール店 (大阪府)	(新) 伏見店 (京都府)
板橋前野店 (東京都)	西東京保谷店 (東京都)	流山店 (千葉県)
岐阜カラフルタウン店 (岐阜県)	魚津店 (富山県)	射水店 (富山県)
西金沢店 (石川県)		
改装店舗 <26店舗>		
泉南イオンモール店 (大阪府)	高槻店 (大阪府)	新石切店 (大阪府)
寝屋川店 (大阪府)	高石店 (大阪府)	吹田上新庄店 (大阪府)
緑地公園店 (大阪府)	つかしん店 (兵庫県)	豊岡店 (兵庫県)
尼崎杭瀬店 (兵庫県)	藤原台店 (兵庫県)	六地藏店 (京都府)
守山店 (滋賀県)	斑鳩店 (奈良県)	新庄店 (奈良県)
港北インター店 (神奈川県)	浦和美園イオンモール店 (埼玉県)	羽生イオンモール店 (埼玉県)
市川大野店 (千葉県)	高蔵寺店 (愛知県)	白土店 (愛知県)
日進香久山店 (愛知県)	ひとつぎ店 (愛知県)	スーパーキッズランド大須店 (愛知県)
伊勢ララパーク店 (三重県)	桑名イオンモール店 (三重県)	
撤収店舗 <7店舗>		
赤穂店 (兵庫県)	T SUTAYA大蔵谷店 (兵庫県)	福知山東店 (京都府)
(旧) 伏見店 (京都府)	モバイル王寺店 (奈良県)	黒部アピタ店 (富山県)
寺地店 (石川県)		

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、引き続き緩やかな回復が期待されますが、海外景気の下振れリスクや消費動向等、先行きについては不透明な状況が続くものと思われまます。

当家電販売業界におきましても、消費マインドの低下による需要の低迷や競合他社の出店攻勢、ネット販売の拡大基調等は継続するものと想定され、「店舗・価格・サービス」での企業間競争はますます熾烈になるものと予測されます。

このような厳しい状況下、当グループは今後もお客様に選ばれ続ける企業として進化・発展していくことを目指し、平成33年3月期を最終とする5カ年の中期経営計画『J T-5000 経営計画』を策定しました。同計画の初年度にあたり、当グループの経営の基本である『仕事の精度と回転率をあげ すべての生産性を高める！』を担う『人の力』、「唯一関西資本」「阪神タイガースオフィシャルスポンサー」「安心・安全で信頼出来るジョーシン」等を活用した『会社の力』、取引先との連携による新製品や注目商品を基本とした『商品の力』、環境変化に適応する『時の力』、こうした『四つの力』を最大限に発揮し、同計画の基本施策にグループ一丸となって取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第65期	第66期	第67期	第68期(当期)
	24. 4. 1～25. 3. 31	25. 4. 1～26. 3. 31	26. 4. 1～27. 3. 31	27. 4. 1～28. 3. 31
売 上 高(百万円)	365,958	401,798	372,385	375,782
経 常 利 益(百万円)	5,323	7,237	6,628	7,802
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,461	3,037	3,366	4,356
1株当たり当期純利益(円)	69.62	60.78	66.82	83.13
総 資 産(百万円)	171,022	182,411	175,005	180,905
純 資 産(百万円)	58,535	61,949	66,807	70,773

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数(自己株式数控除後)に基づいて算出しております。  
なお、期中平均株式数は、社員持株会専用信託口が所有する当社株式を控除しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
北信越ジョーシン株式会社	95	100.0	家電商品等の販売
ジョーシンサービス株式会社	60	100.0	家電商品等の配送、据付、修理及び保守業務
ジョーシンテック株式会社	100	100.0	損害保険・生命保険代理店業務
ジェー・イー・ネクスト株式会社	50	100.0	音楽・映像ソフトのレンタル、中古書籍等の売買
兵庫京都ジョーシン株式会社	20	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジャプロ株式会社	10	(100.0)	情報機器、通信機器の取付・設定
東海ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
関東ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
滋賀ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
和歌山ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
中四国ジョーシン株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
ジェイ・ホビー株式会社	10	100.0	各事業の請負並びに受託運営
J・P・S商事株式会社	10	100.0	家電商品等の販売

(注) 1. 連結子会社は、上記の13社であります。

2. ジャプロ株式会社の「当社の議決権比率」欄の( )内は間接所有であり、ジョーシンサービス株式会社が所有しております。

3. 平成27年12月1日付でJ・P・S商事株式会社を設立しております。

③ 特定完全子会社の状況

当社には、特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社及びその連結子会社で構成するジョーシングループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

当社及び北信越ジョーシン株式会社は、家電商品、情報通信機器、エンタテインメント商品及び住宅設備機器とこれらに関連する商品の専門販売店をコア事業としております。

ジョーシンサービス株式会社は、商品の配送、据付、修理及び保守業務を行っております。また、ジャプロ株式会社は、情報通信機器の取付・設定業務を行っております。

ジョーシントック株式会社は、損害保険・生命保険代理店業務及び長期修理保証制度に関する業務を行っております。

ジェー・イー・ネクスト株式会社は、音楽・映像ソフトのレンタルや中古書籍等の売買を行う専門店を営んでおります。

事業の拡大に備え、平成27年12月1日付でJ・P・S商事株式会社を設立しております。

当社は、兵庫京都ジョーシン株式会社、東海ジョーシン株式会社、関東ジョーシン株式会社、滋賀ジョーシン株式会社、和歌山ジョーシン株式会社、中四国ジョーシン株式会社及びジェイ・ホビー株式会社に店舗運営の一部を業務委託しております。

(8) 主要な営業所 (平成28年3月31日現在)

① 本 社 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

② 店 舗 225店舗

所在地	店舗数	名 称	所在地	店舗数	名 称
大阪府	67店	岸和田店 他	愛知県	15店	スーパーキッズランド大須店 他
兵庫県	33店	三宮1ばん館 他	岐阜県	6店	多治見店 他
京都府	12店	京都1ばん館 他	三重県	8店	松阪店 他
滋賀県	12店	守山店 他	静岡県	1店	焼津インター店
奈良県	13店	郡山店 他	富山県	8店	富山本店 他
和歌山県	9店	和歌山店 他	石川県	5店	金沢本店 他
岡山県	2店	岡山岡南店 他	福井県	2店	福井本店 他
東京都	4店	板橋前野店 他	新潟県	9店	亀貝店 他
神奈川県	3店	港北インター店 他	山形県	2店	山形嶋店 他
埼玉県	9店	こしがや店 他	長野県	1店	長野インター店
千葉県	4店	アウトレット浦安店 他			

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,701名	3名増

(注) 従業員数には、臨時従業員3,425名 (一般従業員の標準勤務時間数から換算した平均年間雇用人員数) は含んでおりません。

(10) 借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	14,889
三井住友信託銀行株式会社	6,649
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,251
株式会社三井住友銀行	4,987

(注) 上記は、借入総額の10%以上の借入先であります。

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 99,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 57,568,067株
- (3) 株主数 3,526名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
上新電機社員持株会	3,432	6.37
第一生命保険株式会社	2,700	5.01
株式会社りそな銀行	2,502	4.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,821	3.38
三井住友信託銀行株式会社	1,200	2.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,143	2.12
パナソニック株式会社	1,085	2.01
シャープ株式会社	1,085	2.01
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,013	1.88
ソニーマーケティング株式会社	999	1.85

(注) 持株比率は、自己株式 (3,724,886株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	土 井 栄 次	
代表取締役社長	中 嶋 克 彦	営業本部長兼地域営業支援本部長
代表取締役副社長	金 谷 隆 平	経営企画本部長 ジョーシンテック株式会社(連結子会社)代表取締役社長
代表取締役専務	宇 多 敏 彦	経営管理本部長
常 務 取 締 役	西 岡 裕	営業本部副本部長 J & E 営業部、法人営業部管掌 ジェー・イー・ネクスト株式会社(連結子会社)代表取締役社長兼ジェイ・ホビー株式会社(連結子会社)代表取締役社長兼 J・P・S 商事株式会社(連結子会社)代表取締役社長
取 締 役	横 山 晃 一	営業本部副本部長兼関西営業部長 東京東海営業部、スマートライフ推進部、リユースビジネス推進センター、CS推進部、営業統轄部管掌 兵庫京都ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長兼東海ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長兼関東ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長兼滋賀ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長兼和歌山ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長兼中四国ジョーシン株式会社(連結子会社)代表取締役社長
取 締 役	尾 上 公 一	営業本部副本部長兼J-web営業部長 商品部、販売促進部管掌
取 締 役	浄 弘 晴 義	開発部長
取 締 役	前 平 哲 男	営業本部サービス担当 ジョーシンサービス株式会社(連結子会社)代表取締役社長兼ジャプロ株式会社(連結子会社)代表取締役社長
取 締 役	田 中 幸 治	総務部長
取 締 役	岩 田 直 樹	
監 査 役(常 勤)	山 崎 岩 夫	
監 査 役(常 勤)	保 田 春 久	
監 査 役(常 勤)	杉 原 宣 宏	
監 査 役	表 久 守	弁護士

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会において、杉原宣宏氏が新たに監査役に選任されました。
2. 野口嘉夫氏は、平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 取締役岩田直樹氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役保田春久及び表久守の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役保田春久氏は、金融機関での長年の経験があり、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	11名	188百万円
監 査 役	5名	47百万円
計 (うち社外役員)	16名 (3名)	235百万円 (26百万円)

## (3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

社外取締役については、当事業年度に開催された取締役会には岩田直樹氏が25回中23回（定例の取締役会には24回中22回）出席し、主に企業経営における広範かつ高い見識に基づく発言を行っております。

社外監査役については、当事業年度に開催された取締役会には保田春久氏が25回中24回（定例の取締役会には24回中23回）出席、表久守氏が25回中21回（定例の取締役会には24回中21回）出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

監査役会には保田春久氏が13回中13回、表久守氏が13回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。

特に表久守氏は弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 37百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

**(3) 非監査業務の内容**

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、生産性向上設備投資促進税制の申請に要する投資計画の事前確認業務であります。

**(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

当社では、監査役会が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針です。

また、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

**(5) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項**

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

### (1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス統括責任者（経営管理本部長を務める取締役）を委員長とする「CSR委員会」を設置する。
- ② コンプライアンスの推進については、社長直轄の「CSR推進室」を設置し、「ジョーシングループ行動規範」を制定するとともに、当社及び子会社の役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- ③ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス統括責任者（経営管理本部長を務める取締役）を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- ④ 「公益通報体制運営基準」を設け、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口を整備するとともに、通報者が相談または通報したことを理由として不利益な扱いを行わないこと等を具体的に規定した公益通報制度を導入する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを「ジョーシングループ行動規範」において全社員に徹底し、対応体制を整備する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各マニュアル等に従い、保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 情報の管理については、情報セキュリティ管理基準、個人情報管理基準を制定する。

### (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危機を管理する組織として「リスク管理委員会」を設置し、当社及び子会社からなる企業集団を取り巻く様々なリスクについて把握・分析・評価し、適切な対策を実施するなど、リスク管理体制の整備を推進する。
- ② リスク管理委員会は、「CSR委員会」の下に設置された「コンプライアンス・プロジェクトチーム」や、内部統制制度への対応を行う「内部統制プロジェクトチーム」、その他個別業務ごとに設置された委員会等と、リスク管理に関し緊密に連携する。
- ③ 社長に直属する組織として「監査部」を設置し、当社及び子会社各社の内部監査を担当させる。監査部は、内部監査規程に基づき、定期的に内部監査を実施する。監査実施項目・実施方法等については、監査部が定期的にこれを見直す。
- ④ 不測の事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づく事故対策委員会を招集し、損害の拡大防止にあたる。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務ラインにおいて目標達成のために活動することとする。
- ② 定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ③ 取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を選任する。
- ④ 変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
- ⑤ 業務の効率化のため、必要な電子化を推進する。

#### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社取締役に当社取締役に就任させる。
- ② 子会社監査役に当社監査役に就任させる。
- ③ 当社及び子会社各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、CSR推進室が、当社コンプライアンス統括責任者の指示のもと、企業集団のコンプライアンスを総括・推進する体制とする。
- ④ 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社においても(4)①④⑤について準用する。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会決議により、これを定める。
- ② 当該従業員に関する具体的な人事については、監査役の同意を得て取締役会がこれを定める。

#### (7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③ 当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社各社の取締役、監査役及び従業員に周知する。
- ⑤ 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役にも準用するものとする。

## (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会の他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとする。
- ② 監査役は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるため必要に応じて能動的に連携を図っていく。
- ③ 監査役は、監査部から当社及び子会社各社の内部監査内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行うなど、監査の実効性を高めるために必要に応じて能動的に連携を図る。
- ④ 監査役の職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求を行ったときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑤ 社外取締役が有効にその職務を遂行するため、上記①から④については社外取締役にも準用するものとする。

なお、反社会的勢力の排除について、当社は犯罪対策閣僚会議（平成19年6月19日公表）の主旨に基づく「反社会的勢力排除に係る基本方針」を取締役会において決議し、ホームページ等に公開しております。

## (業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当グループにおけるコンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、当期は、取締役、部門長、子会社社長等が参加するCSR委員会、リスク管理委員会をそれぞれ4回開催しており、グループ各部門における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。

なお、CSR委員会の下に設置された「コンプライアンス・プロジェクトチーム」会議は、当期9回実施し、情報セキュリティ対策を含む各種コンプライアンス課題への対応と情報共有を図っております。また、「内部統制プロジェクトチーム」は、当期1回の会議開催と担当メンバーによる個別会合を随時実施し、内部統制制度への対応を行っております。

- ② 当グループにおける業務の適正を確保しコンプライアンス推進を確実なものとするための行動規範として「ジョーシングループ行動規範」を平成16年10月に制定し、その後も市場環境等の動向に応じて適宜改定するなど、当グループにおける各種事業活動に対して従業員が遵守すべき事項の周知徹底に努めております。この「グループ行動規範」は冊子にしてグループ内の全従業員に配付するとともに、社内ネットワークから閲覧できるようにしており、また、新入社員研修や役職登用候補者研修のテキストとしても活用するなど、全従業員の日常的な指導・教育に活用しております。
- また、公益通報制度につきましては、社内通報窓口を当社総務部内に設置するとともに、社外通報窓口を弁護士事務所内に設けており、継続的に運用するとともに、従業員研修の際にも、公益通報制度の趣旨と通報窓口の案内をするなど、社内周知に努めております。
- なお、反社会的勢力への対応につきましても、契約書等への反社会的勢力排除条項挿入等をはじめとした取組みを継続して実施しております。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するための取組みとしては、毎年期初に内部統制の評価範囲の見直しを行っております。当期は、当社と子会社2社（ジョーシンサービス株式会社、北信越ジョーシン株式会社）を評価範囲として、全社的な内部統制、重要なITシステムの全般統制、主要な業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況の評価を実施しました。
- ④ 当期は、取締役会を25回、監査役会を13回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の確認等を行いました。
- また、社外取締役を1名選任しており、取締役会においてその見識を踏まえた意見等により、取締役会における経営判断の適切性の向上と監督機能の強化を図っております。
- ⑤ 監査の実効性を高めるため、常勤監査役と監査部との情報交換ミーティングを定期的に行っており、当期は8回実施しました。その他、常勤監査役はCSR委員会、リスク管理委員会等の重要な会議にも出席しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下「方針決定」といいます。）を支配する者は、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主にに対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

### (2) 基本方針実現のための具体的な取組みの概要

#### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

さらに当社は、コーポレート・ガバナンスの充実にも積極的に取組み、CSR推進室の設置を含め内部統制システムの整備に努め、公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得（平成17年4月）・ISO14001の認証取得（平成12年3月）などに加え、省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。さらに、創業時から実践してまいりました取組みが評価され「製品安全対策優良企業表彰 大企業小売販売事業者部門 経済産業大臣賞」を3回連続で受賞（平成20年、平成22年、平成24年）し、同制度が新たに創設した「製品安全対策ゴールド企業マーク」を使用する条件を満たしていることから、栄誉ある当該マークの授与第1号として選ばれました。また、平成18年6月には、こうした取組みをまとめたCSR報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月22日開催の当社定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、平成22年6月25日開催の当社定時株主総会、次いで平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において、それぞれ一部改定を行った上で、株主の皆様のご承認をいただき更新いたしました。（更新後の現行の対応方針を、以下「現対応方針」といいます。）現対応方針の有効期間は、平成28年6月28日開催の当社第68回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。今般、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の動向等も踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、現対応方針について検討いたしました結果、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、更新することを決定しております。（本定時株主総会による更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）

(3) 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（Ⅰ 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、Ⅱ 事前開示・株主意思の原則、Ⅲ 必要性・相当性の原則）を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

本対応方針は、現対応方針と同様に、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様へ決議していただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

※本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。

(<http://www.joshin.co.jp/joshintop/ir1.html>)

平成28年5月12日付開示資料

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新のお知らせ」

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
ただし、1株当たり当期純利益は小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>〈資産の部〉</b>		<b>〈負債の部〉</b>	
<b>流動資産</b>	101,453	<b>流動負債</b>	77,127
現金及び預金	3,586	支払手形及び買掛金	26,827
受取手形及び売掛金	12,254	短期借入金	6,000
たな卸資産	76,115	1年内返済予定の長期借入金	16,444
繰延税金資産	3,290	未払法人税等	1,422
その他	6,220	賞与引当金	2,095
貸倒引当金	△14	ポイント引当金	5,390
		店舗閉鎖損失引当金	166
		その他	18,781
<b>固定資産</b>	79,451	<b>固定負債</b>	33,003
<b>有形固定資産</b>	57,975	長期借入金	25,558
建物及び構築物(純額)	30,236	再評価に係る繰延税金負債	570
工具、器具及び備品(純額)	3,302	商品保証引当金	963
土地	21,907	退職給付に係る負債	22
建設仮勘定	19	資産除去債務	3,001
その他(純額)	2,509	その他	2,887
<b>無形固定資産</b>	2,024	<b>負債合計</b>	110,131
借地権	981	<b>〈純資産の部〉</b>	
その他	1,043	<b>株主資本</b>	71,226
<b>投資その他の資産</b>	19,452	資本金	15,121
投資有価証券	4,723	資本剰余金	19,983
長期貸付金	15	利益剰余金	40,166
繰延税金資産	2	自己株式	△4,044
退職給付に係る資産	200	その他の包括利益累計額	△452
差入保証金	13,663	その他有価証券評価差額金	1,505
その他	957	土地再評価差額金	△2,063
貸倒引当金	△110	退職給付に係る調整累計額	105
		<b>純資産合計</b>	70,773
<b>資産合計</b>	180,905	<b>負債及び純資産合計</b>	180,905

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		375,782
売上原価		291,157
売上総利益		84,624
販売費及び一般管理費		76,786
営業利益		7,838
営業外収益		
受取利息	58	
受取配当金	80	
受取手数料	107	
受取保険金及び配当金	46	
受取貸付料	12	
補助金収入	16	
その他	123	445
営業外費用		
支払利息	380	
社債発行費	0	
家賃	13	
その他	87	481
経常利益		7,802
特別利益		
固定資産売却益	211	
投資有価証券売却益	17	
賃貸借契約解約益	70	298
特別損失		
固定資産売却損	224	
固定資産除却損	34	
減損損失	828	
貸倒引当金繰入額	22	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	158	
投資有価証券評価損	159	1,428
税金等調整前当期純利益		6,673
法人税、住民税及び事業税	1,957	
法人税等調整額	359	2,316
当期純利益		4,356
親会社株主に帰属する当期純利益		4,356

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,121	19,798	37,635	△5,502	67,052
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△837		△837
親会社株主に帰属する当期純利益			4,356		4,356
土地再評価差額金の取崩			△988		△988
自 己 株 式 の 取 得				△21	△21
自 己 株 式 の 処 分		185		1,479	1,664
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	185	2,531	1,458	4,174
当 期 末 残 高	15,121	19,983	40,166	△4,044	71,226

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,922	△3,082	914	△244	66,807
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△837
親会社株主に帰属する当期純利益					4,356
土地再評価差額金の取崩					△988
自 己 株 式 の 取 得					△21
自 己 株 式 の 処 分					1,664
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△417	1,018	△809	△207	△207
当 期 変 動 額 合 計	△417	1,018	△809	△207	3,966
当 期 末 残 高	1,505	△2,063	105	△452	70,773

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

〈連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〉

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

- 13社 北信越ジョーシン株式会社  
ジョーシンサービス株式会社  
ジョーシンテック株式会社  
ジェー・イー・ネクスト株式会社  
兵庫京都ジョーシン株式会社  
ジャプロ株式会社  
東海ジョーシン株式会社  
関東ジョーシン株式会社  
滋賀ジョーシン株式会社  
和歌山ジョーシン株式会社  
中四国ジョーシン株式会社  
ジェイ・ホビー株式会社  
J・P・S商事株式会社（平成27年12月1日設立）

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用会社

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用しない関連会社の名称

該当事項はありません。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……………先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法

## (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

## (3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金……………ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

商品保証引当金……………販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過年度における修理実績率に基づき、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費……………償還期間にわたり定額法により償却

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
	金利スワップ	長期借入金の利息

ヘッジ方針……………当グループのリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法……………金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 〈会計方針の変更〉

### 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

## 〈追加情報〉

### 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

#### ①取引の概要

当社従業員に対する当グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当グループの恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を平成26年12月10日に導入いたしました。

本取引は、「上新電機社員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とし、「上新電機社員持株会信託口」（以下、「持株信託」という。）が、導入後約5年間にわたり持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を予め取得し、取得後、持株信託は信託期間（約5年）において、持株会へ当社株式を売却し、持株信託終了時に持株信託内に残余の財産が存在する場合は、当該金銭を受益者適格要件を満たす従業員に分配します。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数 1,021百万円、1,105千株

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 998百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.21%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.81%、平成30年4月1日以降のものについては30.58%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が139百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が169百万円、その他有価証券評価差額金が27百万円、退職給付に係る調整累計額が2百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が30百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

〈連結貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額 39,800百万円

2. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っております。

あさか電器株式会社 58百万円

3. 土地の再評価について（連結計算書類作成会社）

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）及び「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。

(2) 再評価を行った年月日 平成13年3月31日

(3) 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta$ 3,652百万円

#### 〈連結株主資本等変動計算書に関する注記〉

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 57,568,067株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	837	16	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金22百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	861	16	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金17百万円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数  
該当事項はありません。

#### 〈金融商品に関する注記〉

1. 金融商品の状況に関する事項

当グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月末ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は市場リスク管理規程に従い、基本的に市場リスクのヘッジ目的でのみ利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	3,586	3,586	—
(2)受取手形及び売掛金	12,254	12,254	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	4,654	4,654	—
(4)差入保証金	13,663	13,750	86
資産 計	34,159	34,245	86
(1)支払手形及び買掛金	26,827	26,827	—
(2)短期借入金	6,000	6,000	—
(3)長期借入金	42,002	42,051	48
負債 計	74,830	74,879	48
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(4)差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規と同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額69百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

〈賃貸等不動産に関する注記〉

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

〈1株当たり情報に関する注記〉

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 1,341円99銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 83円13銭    |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている社員持株会専用信託口に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,217千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,105千株であります。

〈重要な後発事象に関する注記〉

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>〈資産の部〉</b>		<b>〈負債の部〉</b>	
<b>流動資産</b>	106,911	<b>流動負債</b>	86,476
現金及び預金	2,736	支払手形	2,235
売掛金	14,459	買掛金	23,838
商品	70,774	短期借入金	11,870
貯蔵品	85	1年内返済予定の長期借入金	16,144
繰延税金資産	3,043	未払法人税等	1,294
その他	15,815	賞与引当金	1,705
貸倒引当金	△3	ポイント引当金	5,249
		店舗閉鎖損失引当金	154
		その他	23,984
<b>固定資産</b>	72,946	<b>固定負債</b>	31,994
<b>有形固定資産</b>	51,398	長期借入金	25,176
建物(純額)	24,099	再評価に係る繰延税金負債	570
構築物(純額)	1,662	退職給付引当金	132
工具、器具及び備品(純額)	2,747	商品保証引当金	861
土地	20,421	資産除去債務	2,614
建設仮勘定	9	その他	2,640
その他(純額)	2,457		
<b>無形固定資産</b>	1,907	<b>負債合計</b>	118,470
借地権	911	<b>〈純資産の部〉</b>	
その他	995	<b>株主資本</b>	61,948
		資本金	15,121
<b>投資その他の資産</b>	19,639	資本剰余金	19,983
投資有価証券	4,713	資本準備金	5,637
関係会社株式	647	その他資本剰余金	14,345
長期貸付金	1,014	利益剰余金	30,887
繰延税金資産	87	その他利益剰余金	30,887
差入保証金	12,407	特別償却準備金	421
その他	847	別途積立金	13,000
貸倒引当金	△78	繰越利益剰余金	17,465
		<b>自己株式</b>	△4,044
		評価・換算差額等	△561
		その他有価証券評価差額金	1,502
		土地再評価差額金	△2,063
<b>資産合計</b>	179,857	<b>純資産合計</b>	61,386
		<b>負債及び純資産合計</b>	179,857

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		368,423
売 上 原 価		285,830
売 上 総 利 益		82,592
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		75,978
営 業 利 益		6,614
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	116	
受 取 配 当 金	80	
受 取 手 数 料	171	
受 取 賃 貸 料	81	
補 助 金 収 入	16	
そ の 他	148	615
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	395	
社 債 発 行 費 償 却	0	
家 賃 地 代	5	
そ の 他	86	487
経 常 利 益		6,742
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	211	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	17	
そ の 他	20	248
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	224	
固 定 資 産 除 却 損	30	
減 損 損 失	749	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	146	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	159	1,310
税 引 前 当 期 純 利 益		5,681
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,643	
法 人 税 等 調 整 額	322	1,965
当 期 純 利 益		3,715

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
				特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	15,121	5,637	14,160	488	13,000	15,508
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△837
当 期 純 利 益						3,715
土地再評価差額金の取崩						△988
特別償却準備金の積立				9		△9
特別償却準備金の取崩				△76		76
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			185			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	185	△67	—	1,956
当 期 末 残 高	15,121	5,637	14,345	421	13,000	17,465

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
当 期 首 残 高	△5,502	58,414	1,920	△3,082	△1,162	57,252
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△837				△837
当 期 純 利 益		3,715				3,715
土地再評価差額金の取崩		△988				△988
特別償却準備金の積立		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
自 己 株 式 の 取 得	△21	△21				△21
自 己 株 式 の 処 分	1,479	1,664				1,664
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△417	1,018	600	600
当 期 変 動 額 合 計	1,458	3,533	△417	1,018	600	4,133
当 期 末 残 高	△4,044	61,948	1,502	△2,063	△561	61,386

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 〈重要な会計方針に係る事項に関する注記〉

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……………先入先出法

ただし、書籍等家電外商品の一部については、売価還元法によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

### 3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポ イ ン ト 引 当 金……………ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過年度における実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

#### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

商品保証引当金……………販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過年度における修理実績率に基づき、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 繰延資産の処理方法

社債発行費……………償還期間にわたり定額法により償却

#### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

#### ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
	金利スワップ	長期借入金の利息

ヘッジ方針……………当社のリスク管理方針に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法……………金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価については省略しております。

#### 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

#### 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 〈追加情報〉

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表〈追加情報〉」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.21%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.81%、平成30年4月1日以降のものについては30.58%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が139百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が167百万円、その他有価証券評価差額金が27百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が30百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

#### 〈貸借対照表に関する注記〉

1. 有形固定資産の減価償却累計額 35,417百万円
2. 保証債務  
次の会社の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。  
北信越ジョーシン株式会社 3,182百万円  
あさか電器株式会社 58百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務  
短期金銭債権 12,618百万円  
長期金銭債権 1,000百万円  
短期金銭債務 15,365百万円  
長期金銭債務 8百万円

#### 4. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)及び「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出する方法によっております。

(2) 再評価を行った年月日 平成13年3月31日

(3) 再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta$ 3,652百万円

#### 〈損益計算書に関する注記〉

関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	売上高	27,108百万円
	仕入高(外注費を含む)	11,477百万円
	その他の営業取引高	7,342百万円
	営業取引以外の取引による取引高	472百万円

#### 〈株主資本等変動計算書に関する注記〉

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 4,829,886株

(注) 自己株式数については当事業年度末に社員持株会専用信託口が所有する当社株式1,105,000株を含めて記載しております。

## 〈税効果会計に関する注記〉

### 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

#### (1) 繰延税金資産（流動資産）

繰延税金資産	
ポイント引当金	1,617百万円
たな卸資産評価損	575百万円
賞与引当金	525百万円
その他	324百万円
計	<u>3,043百万円</u>

#### (2) 繰延税金資産（固定資産）

繰延税金資産	
資産除去債務	822百万円
関係会社株式評価損	662百万円
減損損失	450百万円
商品保証引当金	251百万円
投資有価証券評価損	243百万円
その他	815百万円
小計	<u>3,244百万円</u>
評価性引当額	<u>△2,014百万円</u>
合計	1,229百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	510百万円
資産除去債務に対応する除去費用	394百万円
その他	237百万円
合計	<u>1,142百万円</u>
繰延税金資産の純額	87百万円

### 2. 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

#### 再評価に係る繰延税金負債（固定負債）

再評価に係る繰延税金資産	1,026百万円
評価性引当額	<u>△1,026百万円</u>
計	—百万円
再評価に係る繰延税金負債	570百万円

〈関連当事者との取引に関する注記〉

子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	北信越ジョーシン株式会社	所有 直接 100.0%	商品の供給 資金の援助 役員の兼任	商品売上 (注) 1	26,220	売掛金	2,313
				資金の貸付	9,707	短期貸付金	8,456
				資金の回収	8,090	長期貸付金	1,000
				利息の受取 (注) 3	59	未収入金	4
				債務保証 (注) 2	3,182	—	—
	ジョーシンサービス株式会社	所有 直接 100.0%	商品の配送、据付、修理及び保守業務の委託 資金の借入 役員の兼任	資金の借入	20,300	短期借入金	5,000
				資金の返済	19,800		
				利息の支払 (注) 4	25	未払費用	—
	ジョーシンテック株式会社	所有 直接 100.0%	長期修理保証制度加入受付業務の受託 資金の借入 役員の兼任	資金の借入	10,950	短期借入金	2,900
				資金の返済	10,450		
				利息の支払 (注) 4	13	未払費用	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 商品価格は当社仕入価格に一定の料率の手数料を加えて算出しております。なお、当該取引条件については定期的に協議し見直しを行っております。
2. 金融機関からの借入金等に対して債務保証を行っております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。

〈1株当たり情報に関する注記〉

1. 1株当たり純資産額 1,163円99銭
2. 1株当たり当期純利益金額 70円89銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている社員持株会専用信託口に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,217千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,105千株であります。

〈重要な後発事象に関する注記〉

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

上新電機株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、上新電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

上新電機株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、上新電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 68 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門の監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月12日

上新電機株式会社 監査役会

常勤監査役	山 崎 岩 夫 ㊟
常勤監査役(社外監査役)	保 田 春 久 ㊟
常勤監査役	杉 原 宣 宏 ㊟
監 査 役(社外監査役)	表 久 守 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策は、業績の状況及び配当と内部留保のバランスに配慮しながら、安定した配当を継続することを基本的な考え方としております。

当期の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開や経営環境等を総合的に勘案いたしましたうえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金16円、総額 金861,490,896円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月29日

### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりでございます。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	ど い え い じ 土 井 栄 次 (昭和16年3月15日生)	昭和47年12月 当社入社 昭和55年3月 当社総務部長 昭和60年5月 当社取締役総務部長 平成4年2月 ジョーシンサービス㈱代表取締役 社長 平成6年4月 当社取締役関西第3事業本部長 平成7年6月 当社常務取締役関西第3事業本部長 平成10年6月 当社取締役副社長大阪中央事業本部長 平成13年4月 当社取締役副社長営業本部長 平成13年10月 当社代表取締役社長 平成24年6月 当社代表取締役会長(現任)	39,061株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 土井栄次氏は、昭和60年5月から当社取締役を歴任し、平成13年10月からは代表取締役社長、平成24年6月からは代表取締役会長として当社の経営全般を担い、その豊富な経験と実績を活かして当社の発展を牽引してまいりました。 この高い指導力とすぐれた経営能力を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	なか じま かつ ひこ 中 嶋 克 彦 (昭和28年1月7日生)	昭和51年4月 当社入社 平成2年4月 当社J&P事業部長 平成4年8月 当社退社 平成4年9月 (株)大塚商会入社 平成8年3月 同社取締役 平成12年3月 同社常務取締役 平成18年3月 同社取締役上席常務執行役員 平成22年10月 当社顧問 平成23年6月 エレコム(株)社外取締役 平成24年6月 当社代表取締役社長 平成25年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成25年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 兼地域営業支援本部長 (現任)	55,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  中嶋克彦氏は、株式会社大塚商会取締役上席常務執行役員、エレコム株式会社社外取締役を歴任し、平成24年6月からは当社代表取締役社長として、当社全般の経営を担い、その豊富な経験と実績を活かして当社の発展を牽引してまいりました。  この高い指導力とすぐれた経営能力を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
3	かな たに りゅう へい 金 谷 隆 平 (昭和31年1月30日生)	昭和54年3月 当社入社 平成5年7月 当社総務部長 平成10年6月 当社取締役総務部長 平成13年4月 当社取締役総合企画部長 平成13年10月 当社取締役社長室長 平成14年3月 当社取締役営業企画本部長 平成14年6月 当社常務取締役営業本部長 平成16年6月 当社常務取締役経営企画本部長兼 総務部長 平成18年4月 当社常務取締役経営企画本部長 平成18年10月 当社専務取締役経営企画本部長 平成20年7月 当社代表取締役専務経営企画本部長 平成23年6月 当社代表取締役副社長経営企画本部長 平成28年4月 当社代表取締役副社長経営管理本部長 平成28年6月 当社代表取締役副社長経営管理本部長兼経営企画部長 (現任) (重要な兼職の状況) ジョーシンテック(株) 代表取締役社長	57,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  金谷隆平氏は、平成10年6月から当社取締役として、平成23年6月からは代表取締役副社長として当社経営を担ってきました。  この豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	よこ やま こう いち 横山 晃 一 (昭和38年3月5日生)	昭和60年3月 当社入社 平成12年4月 当社関西営業部・北大阪エリア マネジャー 平成13年4月 当社ピットワン営業部長 平成16年9月 当社関西営業部長兼中央エリアマ ネジャー 平成17年6月 当社取締役関西営業部長 平成20年10月 当社取締役営業本部副本部長兼関 西営業部長 平成21年4月 当社取締役営業本部部長兼関西営業 部長 平成24年4月 当社取締役営業本部長 平成25年2月 当社取締役営業本部副本部長、関 西営業部、東京東海営業部、エコ ビジネス推進部、CS推進部、営 業統轄部管掌 平成25年6月 当社取締役営業本部副本部長兼CS 推進部長、関西営業部、東京東 海営業部、エコビジネス推進部、 営業統轄部管掌 平成26年4月 当社取締役営業本部副本部長兼関 西営業部長兼CS推進部長、東京 東海営業部、スマートライフ推進 部、リユースビジネス推進センタ ー、営業統轄部管掌 平成27年10月 当社取締役営業本部副本部長兼関 西営業部長、東京東海営業部、ス マートライフ推進部、リユースビ ジネス推進センター、CS推進 部、営業統轄部管掌 平成28年4月 当社取締役開発本部長兼開発部長 (現任)	35,000株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 横山晃一氏は、平成17年6月から営業部門等において取締役として経営に携わり、当社経 営を担ってきました。 この豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な 役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者としました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	お がみ こう いち 尾 上 公 一 (昭和29年11月29日生)	昭和53年3月 当社入社 平成13年10月 当社日本橋8ばん館店長 平成15年4月 当社カスタマーソリューション営業部 e ビジネス営業課長 平成17年10月 当社J&P営業部副部長 平成19年4月 当社J-web営業部長 平成23年6月 当社取締役J-web営業部長 平成25年2月 当社取締役営業本部副本部長兼J-web営業部長、商品部、販売促進部管掌 平成25年6月 当社取締役営業本部副本部長兼J-web営業部長、商品部、販売促進部、物流管理センター管掌 平成26年8月 当社取締役営業本部副本部長兼J-web営業部長、商品部、販売促進部管掌 平成28年4月 当社取締役営業本部副本部長無店舗営業部門担当、J-web営業部、法人営業部、リユースビジネス推進センター管掌 (現任)  (重要な兼職の状況) J・P・S商事㈱ 代表取締役社長	8,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 尾上公一氏は、平成23年6月から営業部門等において取締役として経営に携わり、当社経営を担ってきました。 この豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			
6	た なか こう じ 田 中 幸 治 (昭和38年11月18日生)	昭和61年3月 当社入社 平成8年4月 当社人事課長 平成14年4月 当社総務部副部長 平成18年4月 当社総務部長 平成22年6月 当社取締役総務部長 平成28年4月 当社取締役経営管理本部副本部長 平成28年5月 当社取締役経営管理本部副本部長兼総務部長 (現任)	20,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 田中幸治氏は、平成22年6月から管理部門等において取締役として経営に携わり、当社経営を担ってきました。 この豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	じょう ぐ はる よし 浄 弘 晴 義 (昭和32年3月9日生)	昭和60年4月 当社入社 平成8年4月 当社店舗企画運営部長 平成9年4月 当社カードマーケティング部長 平成10年6月 当社兵庫北摂京滋事業本部・北摂 エリアマネジャー 平成11年4月 当社関西事業本部・北大阪エリア マネジャー 平成12年4月 当社日本橋営業部長兼東大阪エリ アマネジャー 平成13年4月 当社商品部スーパーバイザー 平成14年4月 当社商品部SVグループ・ゼネラル スーパーバイザー 平成14年10月 当社営業統轄部長 平成16年6月 当社取締役営業統轄部長 平成18年9月 当社取締役営業統轄部長兼C S推 進部長兼お客様相談室長 平成19年4月 当社取締役営業統轄部長兼C S推 進部長 平成25年6月 当社取締役経営企画本部開発部管 掌 平成27年6月 当社取締役開発部長 平成28年4月 当社取締役営業本部C S推進担当 (現任)	187,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  浄弘晴義氏は、平成16年6月から営業部門等において取締役として経営に携わり、当社経営を担ってきました。  この豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	まえ ひら てつ お 前 平 哲 男 (昭和28年11月15日生)	昭和47年3月 当社入社 平成8年4月 ジョーシンサービス㈱企画管理部 長 平成11年4月 当社営業統括部長 平成12年4月 当社営業管理部長 平成13年10月 当社総務部長 平成14年3月 当社社長室長 平成16年6月 当社営業本部・物流サービス担当 部長 平成17年6月 当社取締役営業本部・物流サー ビス担当部長 平成25年6月 当社取締役営業本部サービス担当 平成28年4月 当社取締役営業本部サポートサー ビス担当 (現任)  (重要な兼職の状況) ジョーシンサービス㈱ 代表取締役社長 ジャプロ㈱ 代表取締役社長	33,000株
【取締役候補者とした理由】 前平哲男氏は、平成17年6月から物流サービス部門等において取締役として経営に携わり、当社経営を担ってきました。 この豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者としてしました。			
9	※ の ぎ き し ょ う じ ろ う 野 崎 清 二 郎 (昭和32年5月2日生)	昭和56年4月 (㈱協和銀行 (現・㈱りそな銀行) 入行 平成17年7月 (㈱りそな銀行神田支店支店長 平成20年4月 同行 執行役員 首都圏地域担当 (ブロック担当) 平成22年6月 りそなビジネスサービス㈱常勤監 査役 (現任) 平成27年4月 医療法人徳洲会非常勤理事 (現任) 平成27年6月 ウシオ電機㈱非常勤監査役 (現任) りそな総合研究所㈱非常勤監査 役 (現任) りそな決済サービス㈱非常勤監 査役 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 野崎清二郎氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、株式会社りそな銀行執行役員、りそなビジネスサービス株式会社の常勤監査役、医療法人徳洲会非常勤理事、ウシオ電機株式会社非常勤監査役等の要職を務めるなど、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、それらを当社の経営に活かし、重要な業務執行の決定ならびにその執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、新たな社外取締役候補者としてしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. ※印は新任の取締役候補者であります。  
3. 野崎清二郎氏は社外取締役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
4. 野崎清二郎氏は平成28年6月にりそなビジネスサービス㈱常勤監査役、ウシオ電機㈱、りそな総合研究所㈱、りそな決済サービス㈱の各非常勤監査役を退任予定です。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役山崎岩夫、保田春久、表 久守の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりでございます。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	※ まつ うら よし なり 松 浦 儀 成 (昭和31年5月31日生)	昭和56年3月 当社入社 平成14年4月 当社社長室副部長 平成16年6月 当社経営企画部副部長 平成26年11月 当社経営企画部長 平成28年6月 当社顧問(現任)	12,000株
	【監査役候補者とした理由】 松浦儀成氏は、経営企画部門等での豊富な経験から、適切な監査を行えるものと判断し、監査役候補者となりました。		
2	※ はし もと まさ やす 橋 本 雅 康 (昭和33年11月11日生)	昭和57年4月 (株)協和銀行(現・(株)りそな銀行) 入行 平成11年7月 (株)あさひ銀行(現・(株)りそな銀行) 尼崎支店支店長 平成15年7月 (株)りそな銀行福島支店支店長 平成23年1月 りそなカード(株)入社 平成25年6月 同社 執行役員	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 橋本雅康氏は、金融機関での長年の経験と専門的知識に加え、りそなカード株式会社執行役員としての経験を有しており、それらを当社の監査に活かし、また独立した立場からも適切な監査を行えるものと判断し、社外監査役候補者となりました。		
3	※ ない とう きん や 内 藤 欣 也 (昭和30年11月24日生)	昭和61年4月 弁護士登録 平成11年3月 内藤法律事務所開設 平成15年6月 (株)イッコー(現・Jトラスト(株)) 社外監査役 平成16年2月 みずほパートナーズ法律事務所開設(現任) 平成24年4月 大阪弁護士会 副会長 近畿弁護士連合会常務理事 平成26年4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 内藤欣也氏は、法律家としての高度な専門的知識や豊富な経験、また他社における監査役としての経験を有しており、それらを当社の監査に活かし、また独立した立場からも社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者となりました。		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. ※印は新任の監査役候補者であります。  
3. 橋本雅康氏および内藤欣也氏は社外監査役候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
4. 内藤欣也氏は、平成28年6月に株式会社ファルコホールディングスの社外取締役役に就任予定です。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりでございます。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
ひがき せいじ 檜垣 誠次 (昭和25年4月30日生)	昭和56年4月 弁護士登録 鎌倉利行法律事務所入所 昭和61年4月 鎌倉・檜垣法律事務所パートナー 平成16年6月 ㈱デサント社外監査役(現任) 平成18年4月 大阪弁護士会 副会長 平成18年6月 大阪機工㈱(現・O K K ㈱)社外 監査役(現任) 平成19年4月 大阪弁護士会法曹養成・法科大学 院協力センター委員長 平成22年4月 大阪弁護士会会館運営委員会委員 長 平成22年6月 当社独立委員会委員 平成23年4月 鎌倉・檜垣法律事務所代表者(現 任) 平成24年4月 大阪簡易裁判所司法委員(現任) 平成26年11月 公益財団法人松下社会科学振興財 団評議員(現任) 平成27年3月 公益財団法人中山報恩会評議員 (現任) 平成27年4月 大阪市開発審査会委員(現任)	0株
<p><b>【補欠の監査役候補者とした理由】</b></p> <p>檜垣誠次氏は、法律家としての高度な専門的知識や豊富な経験、また他社における監査役としての経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただきたく、また独立した立場から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠監査役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. 補欠の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 補欠の監査役候補者檜垣誠次氏は、社外監査役候補者であります。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

当社は、平成19年6月22日開催の当社第59回定時株主総会の決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入いたしました。またその後、平成22年6月25日開催の当社第62回定時株主総会、次いで平成25年6月27日開催の当社第65回定時株主総会において、それぞれ一部改定を行った上で、株主の皆様のご承認をいただき更新いたしました。（更新後の現行の対応方針を、以下「現対応方針」といいます。）

本議案は、現対応方針が期限を迎えるにあたり、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の動向等も踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、以下の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）に更新しようとするものであります。

本対応方針への更新にあたり、一部語句の変更等を行っておりますが、対応方針の内容等、基本的なスキームについては現対応方針からの変更はなく、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、及び企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、また「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえたものであります。

なお、平成28年3月31日現在の当社の大株主の状況は「別紙4」のとおりであり、また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等は、一切受けておりません。

## 第1. 当社における企業価値及び株主共同の利益の向上の取組みについて

### 1. 企業理念

当社は、家電製品・情報通信機器・エンタテインメント商品・住宅設備関連品・リフォームなどを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

当社では、「ジョーシンで買い物をして本当によかった」と感じていただけるよう、付加価値の高い「まごころサービス」を提供するための指針として『3つのお約束』を掲げ取り組んでおります。

- ① どこよりも 笑顔ともてなしの あふれるジョーシン！
- ② どこよりも 感動がある商品提案の できるジョーシン！
- ③ どこにも負けない納得の サポートサービス完備！

また、当社の社是は『愛』です。これは、“常に相手の立場に立って、物事を考え行動する” 姿勢を『愛』の一文字に託したものです。当社は、この社是『愛』の精神を基本とした「まごころサービス」を着実に実践することにより、お客様に「いつも選ばれるジョーシン」であり続けることを目指しております。

創業以来、当社が経営の根本思想としてきた社は『愛』の精神とそれに基づく経営の実践は、経済的・法的責任に加えて環境・社会等の幅広い分野における責任を自発的に果たすことにより企業自身の持続的な発展を目指し企業価値を向上させるCSR（企業の社会的責任）経営に通じると考えております。企業が経済的側面だけでなく、環境、社会、企業統治の側面においても積極的な取組みを求められる今日において、当社はステークホルダーの求めに適切に対応するため、平成16年より、CSR委員会を基軸に、環境・社会・企業統治面の積極的な活動を推進しております。

環境面の取組みでは、環境マネジメントシステム規格ISO14001認証（対象：本社ビル）を平成12年に取得し、環境配慮型ビジネス・フローをグループ全体で積極的に展開しています。また、社会面の取組みとしては、平成17年には個人情報保護マネジメントシステムを整備し、大手小売業者初となるプライバシーマーク認定を取得。加えて、創業時から実践してまいりました製品安全への取組みが評価され、経済産業省が主催する「製品安全対策優良企業表彰制度」において平成26年に創設された『製品安全対策ゴールド企業』（製品安全対策が顕著に優れているとともに、客観的な評価を基に自社の取組みを意欲的に改善し、継続的に本表彰制度の審査を受け、経済産業大臣賞あるいは金賞を計3回以上受賞した企業が対象）の第1号に認定されました。

当社はガバナンス面についても、グループ内部統制システム、リスク管理体制、公益通報体制等の整備を積極的に進めており、平成26年、平成27年には第三者機関による企業価値評価である「サステナビリティ診断」において、当社は『AA』ランク（優れた環境・社会・ガバナンス側面の取組みと情報開示を実施されている）の評価を受けました。

平成18年6月には、こうした取組みをまとめた「CSR報告書」を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております。このように当社は、法令・社会規範の遵守はもとより環境・社会面での社会的責任を積極的に果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

## 2. 具体的な取組みについて

当グループの事業は、家電製品、情報通信機器、エンタテインメント商品その他の商品販売及び付帯事業を通してお客様に幸せを提供する「幸せ提供業」と位置づけております。このような考えのもと、当社は、「お客様の安心・安全をサポートし、地域社会で選ばれ続ける『日本一の幸せ提供業』を目指し、より一層の企業価値向上に努める」ことを目標とした、平成33年3月期を最終年度とする5カ年の中期経営計画『JT-5000経営計画』を策定しました。

概要といたしましては、

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ① 『人の力』による精度と回転率の向上 | (生産性の向上)   |
| ② 『商品の力』による幸せ提供業の推進 | (売上・利益の拡大) |
| ③ 『会社の力』による経営体質の強化  | (企業価値の向上)  |
| ④ 『時の力』によるビジネス機会の拡大 | (事業基盤の拡充)  |

を基本施策としてスタートさせました。

当グループの経営の基本である『仕事の精度と回転率をあげ すべての生産性を高める！』を担う『人の力』、「唯一関西資本」「阪神タイガースオフィシャルスポンサー」「安心・安全で信頼できるジョーシン」等を活用した『会社の力』、取引先との連携による新製品や注目商品を基本とした『商品の力』、環境変化に適応する『時の力』、こうした『四つの力』を最大限に発揮し、計画目標達成に向け当グループ丸となって取組んでおります。

この中期経営計画は、家電販売業界における厳しい環境の中、当グループが企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくためには、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係と地域社会への貢献を最大限生かし、「高度な専門性・生活提案・豊富な品揃えの提供」「リーズナブルな価格の提示」「安心確実なアフターサービスの提供」「地域密着型の店づくり」などの取組みを積極的に実行していくことが必要であるとの考えを基本としています。この計画の具体的施策を着実に実行することで、当グループ全体の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指してまいります。

競争環境が一層厳しくなる当業界で生き残っていくには、営業力の基本である「笑顔の接客」と「まごころサービス」の強化を軸に、お客様、取引先、従業員などとの強固な信頼関係を継続し、収益力の拡大を図らなくてはなりません。また、強い信頼関係を構築する「品揃え」「付加価値サービス」を通して将来にわたり選ばれ続ける店舗づくりに加え、企業ブランドの価値向上に向けた諸施策に取組み、安定した収益確保と成長を目指してまいります。

さらに、家電製品等の販売を補完する付加価値サービスでは、当グループの強みとして技術集団であるジョーシンサービス株式会社との連携を強化し、他社との差別化の拡大に努めてまいります。その他、基盤整備として当社の人材育成、物流インフラの再整備や強化などの取組み、中長期的な成長戦略に基づく諸施策の実行により当社のさらなる発展を目指してまいります。

## 第2. 本対応方針の内容について

### 1. 本対応方針の目的

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく毀損されるおそれがあると考えられる場合において、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

## 2. 本対応方針の必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そして、大規模買付行為に際して株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行って頂くためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役から、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

とりわけ、家電販売業界における激しい競争の中、当社が企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくためには、長年にわたり築き上げたお客様、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、① 高度な専門性・生活提案・豊富な品揃えの提供、② リーズナブルな価格の提示、③ 安心確実なアフターサービスの提供、④ 地域密着型の店舗づくりなどの取組みを積極的に実行していくことが必要です。

これらが当社の株式の大規模買付者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。また、大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた際には、様々な事項を適切に把握した上、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

したがって、大規模買付行為が突然なされたときに、当該行為が株主共同の利益に資するかどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断されるためには、当該行為が当社に与える影響や、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針、経営戦略並びに事業計画の内容等の必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、さらには、当社取締役会が当該行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとって重要な判断材料になると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を更新することといたしました。

## 3. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならない。
- ② 提供された情報に基づき、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過するまでは大規模買付行為を開始することができない。
- ③ 大規模買付者が大規模買付ルールに従わない等の場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様利益を守るため、独立委員会の勧告を最大限尊重して、後述する対抗措置を取る場合がある。

具体的な手続は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付者からの情報の提供

大規模買付者による情報提供は、以下の手続により行っていただきます。

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法（外国法人の場合）、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び当該大規模買付行為を大規模買付ルールに基づいた手続により行う旨の誓約文言が記載された当社の定める書式による書面（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。

(b) 当社からの情報提供の要求

当社取締役会は、大規模買付者からの意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を当該大規模買付者に交付します。

当社取締役会が求める本必要情報は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の具体的状況によって異なりますが、一般的には以下の項目を含みます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 大規模買付行為に関して第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無、ならびに、その意思連絡が存する場合には、その具体的態様及び内容
- ④ 当社株式の取得単価の算定根拠
- ⑤ 買付資金の裏付け（実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容ならびに関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に想定している経営方針、事業計画、店舗計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦ 大規模買付行為完了後に当社の企業価値を継続的、安定的に向上させるための対応策及び当該対応策が当社の企業価値を向上させると認める根拠
- ⑧ 大規模買付行為完了後における当社の取引先、従業員、お客様、その他の利害関係者との関係の変更の有無及びその内容、又はそれらへの方策
- ⑨ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と認める情報

(c) 大規模買付者による情報の提供及び開示

大規模買付者は本必要情報リストの交付後、当社取締役会が定める回答期限までに本必要情報を当社宛てにご提出いただきます。

なお、当初提出していただいた情報だけでは不足していると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断した場合は、当社取締役会又は独立委員会において回答期限を定めて追加的に情報を提供していただくことがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会又は独立委員会に提供された本必要情報は、法令又は取引所規則に基づき開示が求められる場合の他、当社株主の皆様判断のために必要であると判断される場合、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部又は一部を公表します。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対して、大規模買付者から意向表明書の提出がなされた後、速やかに大規模買付行為の提案があった事実を通知するとともに、本必要情報の提供を受けた場合にも、速やかに本必要情報を独立委員会に提出します。

## (2) 当社取締役会による評価・検討

- (a) 当社取締役会は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付情報の提供を行ったと判断できる場合には、その旨を当社取締役会が相当と判断する時点で開示した後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日（その他の方法による買付の場合）が経過するまでの期間で大規模買付者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案を行います（以下、同期間を「取締役会評価期間」といいます。）。したがって、大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。
- (b) 取締役会評価期間中、当社取締役会は大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を形成し、公表いたします。さらに、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。
- (c) 当社取締役会は、取締役会評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の取締役会評価期間の終了後に開始されるべきものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

## 第3. 独立委員会の設置

当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を「別紙1」に定める要領により設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能にするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、ならびに社外有識者の中から選任し、各委員の氏名及び略歴等は「別紙2」に記載のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付行為が後記第4の1に該当すると認められる場合ならびに後記第4の2①ないし⑦に記載する類型に該当すると認められる場合においては、対抗措置を発動すべきか否かについて独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、取締役会評価期間中、大規模買付者が提供した情報と当社取締役会が提供した情報をもとに、対抗措置を発動すべきか否かを審議・決議し、その決議の内容を当社取締役会に勧告するものとします。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重いたします。

また、独立委員会は、一旦、対抗措置発動の勧告を行った後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の新たな勧告を行うことができるものとします。

#### 第4. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

##### 1. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

当社が対応策として行う対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法又は定款で取締役会の権限として認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は「別紙3」に記載のとおりです。この新株予約権には、一定割合以上の議決権割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。

##### 2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に大規模買付行為に反対であっても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、当該大規模買付行為についての反対意見を表明し、代替案を提示することにより、当社株主の皆様当該大規模買付行為に応じない旨説得することもあります。最終的には、大規模買付行為に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社取締役会の提示する意見や代替案を比較検討され、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合など、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るため、上記1と同じく、一定の対抗措置をとることがあります。

具体的には以下の類型に該当すると認められる場合です。

- ① 次の i から iv までに挙げる行為等により当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為である場合
  - i) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合
  - ii) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要なノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客様等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合
  - iii) 大規模買付行為が、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資金として流用することを目的になされたと判断される場合
  - iv) 大規模買付行為が、当社の経営を一時的に支配し、当社の保有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるか、一時的な高額配当による株価の急上昇の機会を狙って、保有する株式等を高値で売り抜けること等を目的になされたと判断される場合
- ② 大規模買付者の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある買付であると判断される場合
- ③ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の価格及び種類、当該金額の算定根拠、買付等の時期等）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的に判断される場合
- ④ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、お客様、従業員、提携先、取引先、地域社会との関係や当社の企業文化を破壊する結果又は当社株主、お客様、従業員その他の利害関係人の利益を著しく毀損する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する重大な結果をもたらすおそれがあると判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- ⑦ その他①ないし⑥に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる場合

### 3. 取締役会による決議

大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守しないで行われた場合、又は遵守されたものの例外的に企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえ、対抗措置の発動又は不発動その他の必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえ、対抗措置の発動の中止その他の決定ができるものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令及び関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

## 第5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

### 1. 本対応方針更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針の更新時点においては、新株予約権の発行等は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

本対応方針は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の大規模買付行為に対する意見や代替案等を提供することにより、株主の皆様が大規模買付者の提案を十分に吟味したうえで提案の応否を適切に判断する機会のほか、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。従いまして、本対応方針を設けることは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提になるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

### 2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、大規模買付ルールを遵守した場合でも大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすと認められる場合など、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、別途設定する割当期日における株主の皆様に対して、その保有する株式数に応じて、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記3に記載されている手続を経た場合には、株式の希釈化は生じません。同手続を経なかった場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記3に記載されている手続を経ることなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を取得するため、こうした希釈化は生じません。但し、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

なお、当社取締役会が当該大規模買付行為に対し具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について速やかに公表するとともに、法令及び証券取引所規則等に基づき適時かつ適切に開示を行います。

### 3. 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様へ新株予約権を割当てることになりますので、新株予約権の割当を受けるためには、基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

また、新株予約権の行使により株式を取得する場合には、所定の期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

## 第6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本定時株主総会終結の時より発効することとし、その有効期限は、本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。当社は、有効期限満了時の定時株主総会において、改めて、株主の皆様へ本対応方針の継続の可否についてご決議いただく予定としております。但し、有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。当社取締役会は、関係諸法令の新設・改正及び証券取引所その他関係省庁等の対応の変化などにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針を修正し、変更する場合があります。当社は、本対応方針の廃止、修正又は変更がなされた場合、かかる事実及び変更等の内容その他必要な事項について、情報開示を速やかに行います。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は、②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当っては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

## 独立委員会の要領

- ・ 独立委員会は、本対応方針に関して、その運用の適正性を確保すること及び大規模買付行為が行われる際に取締役会が行う判断の公正性、透明性を確保することを目的とする。
- ・ 独立委員会は、取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とする。
- ・ 独立委員会の委員は、以下の者の中から、取締役会がその決議により選任する。
  - ① 社外取締役（社外取締役の補欠者を含む）
  - ② 社外監査役（社外監査役の補欠者を含む）
  - ③ 実績のある会社経営者等、弁護士、会計士、又はこれらに準ずる者で当社の業務執行を行う経営陣から独立している者
- ・ 独立委員会の各委員の任期は、平成31年開催予定の定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く）は、独立委員会の委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・ 独立委員会の各委員は、大規模買付行為がなされた場合は、いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会が判断すべき事項について当社取締役会が独立委員会に諮問した事項に関して、勧告を行うものとする。

以 上

## 別紙 2

### 独立委員会委員の氏名及び略歴

野崎 清二郎

[略歴] 昭和56年 4 月 (株)協和銀行 (現・(株)りそな銀行) 入行  
平成17年 7 月 (株)りそな銀行神田支店支店長  
平成20年 4 月 同行執行役員首都圏地域担当 (ブロック担当)  
平成22年 6 月 りそなビジネスサービス(株)常勤監査役 (現任)  
平成27年 4 月 医療法人徳洲会非常勤理事 (現任)  
平成27年 6 月 ウシオ電機(株)非常勤監査役 (現任)  
りそな総合研究所(株)非常勤監査役 (現任)  
りそな決済サービス(株)非常勤監査役 (現任)  
平成28年 6 月 当社社外取締役就任予定  
(りそなビジネスサービス(株)非常勤監査役・ウシオ電機(株)・りそな総合研究所(株)・りそな決済サービス(株)の各非常勤監査役については平成28年6月に退任予定です。)

橋本 雅康

[略歴] 昭和57年 4 月 (株)協和銀行 (現・(株)りそな銀行) 入行  
平成11年 7 月 (株)あさひ銀行 (現・(株)りそな銀行)  
尼崎支店支店長  
平成15年 4 月 (株)りそな銀行福島支店支店長  
平成23年 1 月 りそなカード(株)入社  
平成25年 6 月 同社執行役員  
平成28年 6 月 当社社外監査役就任予定

内藤 欣也

[略歴] 昭和61年 4 月 弁護士登録  
鎌倉法律事務所入所  
平成 2 年 4 月 小寺・内藤法律事務所開設  
平成11年 3 月 内藤法律事務所開設  
平成15年 6 月 (株)イッコー (現・Jトラスト(株)) 社外監査役  
平成16年 2 月 みずほパートナーズ法律事務所開設 (現任)  
平成24年 4 月 大阪弁護士会副会長  
近畿弁護士連合会常務理事  
平成26年 4 月 国立大学法人大阪大学非常勤監事  
平成28年 6 月 当社社外監査役就任予定

以 上

## 別紙 3

### 新株予約権の無償割当ての概要

#### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、同時点において当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、当社取締役会が、本新株予約権の発行決議に際し、授權枠の範囲内で別途定める数とする。

#### 3. 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

#### 4. 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額は1円以上で、当社取締役会が新株予約権発行決議において別途定める額とする。

#### 5. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### 6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めることとする。

#### 7. 新株予約権の行使条件

議決権の割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、上記7の行使条件により新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会の定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができる。

なお、新株予約権の行使が認められない者が所有する新株予約権を取得する場合には、金員等経済的対価の交付は行わない。

9. 上記で引用する法令の規定は、平成28年3月31日現在で施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃等により、上記各条項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃等の趣旨を考慮の上、上記各条項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え又は修正することができるものとする。

以 上

## 別紙 4

### 当社株式の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在

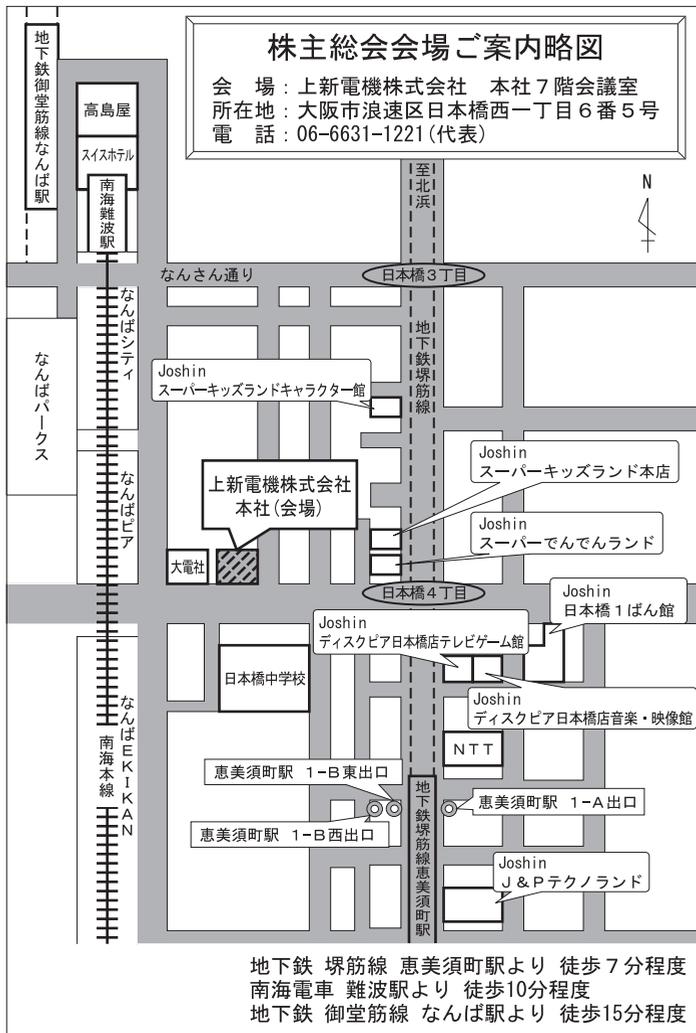
- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数     | 99,000,000 株 |
| 2. 発行済株式の総数     | 57,568,067 株 |
| 3. 株主数          | 3,526 名      |
| 4. 大株主（上位 10 社） |              |

株 主 名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
上新電機社員持株会	3,432	6.37
第一生命保険株式会社	2,700	5.01
株式会社りそな銀行	2,502	4.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,821	3.38
三井住友信託銀行株式会社	1,200	2.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,143	2.12
パナソニック株式会社	1,085	2.01
シャープ株式会社	1,085	2.01
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,013	1.88
ソニーマーケティング株式会社	999	1.85

(注) 持株比率は、自己株式(3,724,886株)を控除して計算しております。

以 上





お願い

駐車場には限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。